

【表紙】

| | | |
|-----------------------|--------------------|------------|
| 【発行登録追補書類番号】 | 25 - 関東117 - 1 | |
| 【提出書類】 | 発行登録追補書類 | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | |
| 【提出日】 | 2015年7月8日 | |
| 【会社名】 | 日本たばこ産業株式会社 | |
| 【英訳名】 | JAPAN TOBACCO INC. | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小泉 光臣 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号 | |
| 【電話番号】 | 03(3582)3111（代表） | |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部長 土田 英樹 | |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号 | |
| 【電話番号】 | 03(3582)3111（代表） | |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部長 土田 英樹 | |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 | |
| 【今回の募集金額】 | 第9回社債（5年債） | 60,000百万円 |
| | 第10回社債（7年債） | 30,000百万円 |
| | 第11回社債（10年債） | 25,000百万円 |
| | 計 | 115,000百万円 |

【発行登録書の内容】

| | |
|-------------------|------------------|
| 提出日 | 2013年7月19日 |
| 効力発生日 | 2013年7月28日 |
| 有効期限 | 2015年7月27日 |
| 発行登録番号 | 25 - 関東117 |
| 発行予定額又は発行残高の上限（円） | 発行予定額 300,000百万円 |

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

| 番号 | 提出年月日 | 募集金額（円） | 減額による訂正年月日 | 減額金額（円） |
|----------|-------|------------|------------|---------|
| - | - | - | - | - |
| 実績合計額（円） | | なし （なし） | 減額総額（円） | なし |

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 300,000百万円
（300,000百万円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

| | |
|------------------|---|
| 銘柄 | 日本たばこ産業株式会社第9回社債（一般担保付） |
| 記名・無記名の別 | - |
| 券面総額又は振替社債の総額（円） | 金60,000百万円 |
| 各社債の金額（円） | 1億円 |
| 発行価額の総額（円） | 金60,000百万円 |
| 発行価格（円） | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 利率（%） | 年0.217% |
| 利払日 | 毎年1月15日及び7月15日 |
| 利息支払の方法 | <p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2016年1月15日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各15日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「（注）11. 元利金の支払」記載のとおり。</p> |
| 償還期限 | 2020年7月15日 |
| 償還の方法 | <p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2020年7月15日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記「（注）11. 元利金の支払」記載のとおり。</p> |
| 募集の方法 | 一般募集 |
| 申込証拠金（円） | 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 |
| 申込期間 | 2015年7月8日 |
| 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店 |
| 払込期日 | 2015年7月15日 |
| 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 |
| 担保 | 日本たばこ産業株式会社法に基づく一般担保 |
| 財務上の特約（担保提供制限） | 該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。） |

| | |
|----------------|--------|
| 財務上の特約（その他の条項） | 該当条項なし |
|----------------|--------|

（注）1．信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の信用格付業者の連絡先）。株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

信用格付 : A A（ダブルA）（取得日 2015年7月8日）

入手方法 : R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3276-3511

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる（もしくは保留される）ことがある。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2．社債、株式等の振替に関する法律の適用

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されない。
- (3) 前(2)に定める請求があった場合に発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、当該社債券の分割または併合はこれを行わない。また、当該社債券の発行に要する費用は当会社の負担とする。

3．社債管理者

株式会社みずほ銀行

4．期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項または別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (2) 当会社が本（注）5．、（注）6．、（注）7．及び（注）10．に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当会社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (4) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当会社以外の社債その他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当会社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (6) 当会社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当会社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当会社の信用を害損する事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたとき。

5．社債管理者への通知

- (1) 本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき及び変更が生じたときは、当会社は遅滞なく社債原簿にその旨を記載し、代表者の記名押印した書面をもって社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 当会社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。
 - 当会社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - 当会社が当会社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
 - 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。

資本金または準備金の額を減少しようとするとき。

組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転をしようとするとき。

6．社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると判断したときは、当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、また本（注）4．所定の事由が発生するおそれがある場合には、自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前(1)の場合で、社債管理者が当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当会社は、これに協力する。

7．社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当会社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算及び剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については取締役会の承認または決議後直ちに社債管理者にこれを通知する。当会社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行った場合も同様とする。
- (2) 当会社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書または訂正報告書及びその添付書類並びに金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者に遅滞なく通知する。ただし、社債管理者がそれらの写の提出を要求した場合には、当会社は社債管理者にそれらの写を提出する。

8．債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

9．社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当会社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当会社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社または社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

10．公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを公告する。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、社債管理者の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを公告する。

11．元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

12．発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社みずほ銀行においてこれを取り扱う。

2【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

（1）【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受金額 (百万円) | 引受けの条件 |
|------------|----|---------------|--------|
| | | | |

| | | | |
|-----------------------|-------------------|--------|---|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 20,000 | 1. 引受人は本社債の全額につき連帯して引受ならびに募集の取扱をし、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は総額11,500万円とする。 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 20,000 | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 20,000 | |
| 計 | | 60,000 | |

(2) 【社債管理の委託】

| 社債管理者の名称 | 住所 | 委託の条件 |
|-----------|-------------------|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間72万円を支払うこととしている。 |

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（7年債）】

| | |
|------------------|--|
| 銘柄 | 日本たばこ産業株式会社第10回社債（一般担保付） |
| 記名・無記名の別 | - |
| 券面総額又は振替社債の総額（円） | 金30,000百万円 |
| 各社債の金額（円） | 1億円 |
| 発行価額の総額（円） | 金30,000百万円 |
| 発行価格（円） | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 利率（％） | 年0.358％ |
| 利払日 | 毎年1月15日及び7月15日 |
| 利息支払の方法 | <p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2016年1月15日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各15日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記「（注）11．元利金の支払」記載のとおり。</p> |
| 償還期限 | 2022年7月15日 |
| 償還の方法 | <p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2022年7月15日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記「（注）11．元利金の支払」記載のとおり。</p> |
| 募集の方法 | 一般募集 |
| 申込証拠金（円） | 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 |
| 申込期間 | 2015年7月8日 |
| 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店 |
| 払込期日 | 2015年7月15日 |
| 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 |
| 担保 | 日本たばこ産業株式会社法に基づく一般担保 |
| 財務上の特約（担保提供制限） | 該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。） |
| 財務上の特約（その他の条項） | 該当条項なし |

（注）1．信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の信用格付業者の連絡先）。

株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

信用格付 : A A（ダブルA）（取得日 2015年7月8日）

入手方法 : R & Iのホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号 : 03-3276-3511

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

- (1) 本社は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されない。
- (3) 前(2)に定める請求があった場合に発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、当該社債券の分割または併合はこれを行わない。また、当該社債券の発行に要する費用は当会社の負担とする。

3. 社債管理者

株式会社みずほ銀行

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項または別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が本(注)5.、(注)6.、(注)7.及び(注)10.に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当会社以外の社債その他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当会社の信用を害損する事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

5. 社債管理者への通知

- (1) 本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき及び変更が生じたときは、当社は遅滞なく社債原簿にその旨を記載し、代表者の記名押印した書面をもって社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。
 - 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
 - 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
 - 資本金または準備金の額を減少しようとするとき。
 - 組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転をしようとするとき。

6. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると判断したときは、当社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、また本(注)4.所定の事由が発生するおそれがある場合には、自らこれらにつき調査することができる。

- (2) 前(1)の場合で、社債管理者が当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当会社は、これに協力する。

7. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当会社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算及び剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については取締役会の承認または決議後直ちに社債管理者にこれを通知する。当会社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行った場合も同様とする。
- (2) 当会社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書または訂正報告書及びその添付書類並びに金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者に遅滞なく通知する。ただし、社債管理者がそれらの写の提出を要求した場合には、当会社は社債管理者にそれらの写を提出する。

8. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

9. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当会社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当会社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社または社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを公告する。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、社債管理者の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを公告する。

11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

12. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社みずほ銀行においてこれを取り扱う。

4【社債の引受け及び社債管理の委託(7年債)】

(1)【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受金額 (百万円) | 引受けの条件 |
|-----------------------|-------------------|---------------|--|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 10,000 | 1. 引受人は本社債の全額につき連帯して引受ならびに募集の取扱をし、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受け 2. 本社債の引受手数料は総額7,750万円とする。 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 10,000 | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 10,000 | |
| 計 | | 30,000 | |

(2) 【社債管理の委託】

| 社債管理者の名称 | 住所 | 委託の条件 |
|-----------|-------------------|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間36万円を支払うこととしている。 |

5【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

| | |
|------------------|--|
| 銘柄 | 日本たばこ産業株式会社第11回社債（一般担保付） |
| 記名・無記名の別 | - |
| 券面総額又は振替社債の総額（円） | 金25,000百万円 |
| 各社債の金額（円） | 1億円 |
| 発行価額の総額（円） | 金25,000百万円 |
| 発行価格（円） | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 利率（％） | 年0.599％ |
| 利払日 | 毎年1月15日及び7月15日 |
| 利息支払の方法 | <p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2016年1月15日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各15日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記「（注）11．元利金の支払」記載のとおり。</p> |
| 償還期限 | 2025年7月15日 |
| 償還の方法 | <p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2025年7月15日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記「（注）11．元利金の支払」記載のとおり。</p> |
| 募集の方法 | 一般募集 |
| 申込証拠金（円） | 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 |
| 申込期間 | 2015年7月8日 |
| 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店 |
| 払込期日 | 2015年7月15日 |
| 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 |
| 担保 | 日本たばこ産業株式会社法に基づく一般担保 |
| 財務上の特約（担保提供制限） | 該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。） |
| 財務上の特約（その他の条項） | 該当条項なし |

（注）1．信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の信用格付業者の連絡先）。

株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

信用格付 : A A（ダブルA）（取得日 2015年7月8日）

入手方法 : R & I のホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号 : 03-3276-3511

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

- (1) 本社は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本会社に係る社債券は発行されない。
- (3) 前(2)に定める請求があった場合に発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、当該社債券の分割または併合はこれを行わない。また、当該社債券の発行に要する費用は当会社の負担とする。

3. 社債管理者

株式会社みずほ銀行

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項または別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が本(注)5.、(注)6.、(注)7.及び(注)10.に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当会社以外の社債その他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当会社の信用を害損する事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不相当であると認めたとき。

5. 社債管理者への通知

- (1) 本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき及び変更が生じたときは、当社は遅滞なく社債原簿にその旨を記載し、代表者の記名押印した書面をもって社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。

当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。

事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。

資本金または準備金の額を減少しようとするとき。

組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転をしようとするとき。

6. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると判断したときは、当社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、また本(注)4.所定の事由が発生するおそれがある場合には、自らこれらにつき調査することができる。

- (2) 前(1)の場合で、社債管理者が当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当会社は、これに協力する。

7. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当会社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算及び剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については取締役会の承認または決議後直ちに社債管理者にこれを通知する。当会社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行った場合も同様とする。
- (2) 当会社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書または訂正報告書及びその添付書類並びに金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者に遅滞なく通知する。ただし、社債管理者がそれらの写の提出を要求した場合には、当会社は社債管理者にそれらの写を提出する。

8. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

9. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当会社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当会社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社または社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを公告する。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、社債管理者の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを公告する。

11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

12. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社みずほ銀行においてこれを取り扱う。

6【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

(1)【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受金額 (百万円) | 引受けの条件 |
|-----------------------|-------------------|---------------|--|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 8,400 | 1. 引受人は本社債の全額につき連帯して引受ならびに募集の取扱をし、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受け 2. 本社債の引受手数料は総額7,250万円とする。 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 8,300 | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 8,300 | |
| 計 | | 25,000 | |

(2) 【社債管理の委託】

| 社債管理者の名称 | 住所 | 委託の条件 |
|-----------|-------------------|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間30万円を支払うこととしている。 |

7 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(百万円) | 発行諸費用の概算額(百万円) | 差引手取概算額(百万円) |
|--------------|----------------|--------------|
| 115,000 | 299 | 114,701 |

(注) 上記金額は、第9回社債(一般担保付)、第10回社債(一般担保付)及び第11回社債(一般担保付)の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額114,701百万円は、全額を2015年7月末までに短期借入金の返済に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第30期（自 2014年4月1日 至 2014年12月31日）2015年3月20日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第31期第1四半期（自 2015年1月1日 至 2015年3月31日）2015年5月1日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2015年7月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2015年3月23日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2015年6月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2015年7月8日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。なお、「事業等のリスク（2）当社グループのたばこ事業に係る事項訴訟等について」において参照している「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 連結財務諸表注記 37. 偶発事象 偶発負債 喫煙と健康に関する訴訟（ ）集団訴訟」のうち「カナダ ケベック州の集団訴訟（Cecilia Letourneau）」及び「カナダ ケベック州の集団訴訟（Conseil quebecois sur le tabac et la sante）」については、本発行登録追補書類提出日（2015年7月8日）現在、以下のとおりとなっております。

また、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項は本発行登録追補書類提出日（2015年7月8日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、これらの将来に関する事項における将来の予測等に関する記述は、その作成時点で入手された情報に基づき合理的と判断した予想です。従いまして、潜在的なリスクや不確実性その他の要因が内包されており、実際の結果と大きく異なる場合があります。

カナダ ケベック州の集団訴訟（Cecilia Letourneau）

1998年9月に、当社のカナダ子会社であるJTI-Macdonald Corp.（以下、JTI-Mac）を含むカナダのたばこ製造業者3社に対して提起された集団訴訟において、ケベック州上位裁判所は、2015年6月1日、被告たばこ製造業者3社に対し、総額約129億円（1億31百万カナダドル）の賠償を命じる第一審判決を公表しました（そのうち、JTI-Macの負担分は約12億円（約13百万カナダドル））。なお、同判決には被告各社に対し上記賠償命令額につき支払を求める仮執行命令が付されております。

2015年6月26日、JTI-Macは、本判決に対し控訴するとともに仮執行命令の取消し申立てを行いました。

カナダ ケベック州の集団訴訟（Conseil quebecois sur le tabac et la sante）

1998年11月に、JTI-Macを含むカナダのたばこ製造業者3社に対して提起された集団訴訟において、ケベック州上位裁判所は、2015年6月1日、被告たばこ製造業者3社に対し、総額約1兆5,285億円（約155億カナダドル）の賠償を命じる第一審判決を公表しました（そのうち、JTI-Macの負担分は約1,987億円（約20億15百万カナダドル））。なお、同判決には被告各社に対し賠償命令額の一部につき支払を求める仮執行命令が付されております（JTI-Mac分は約128億円（約1億30百万カナダドル））。

2015年6月26日、JTI-Macは、本判決に対し控訴するとともに仮執行命令の取消し申立てを行いました。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本たばこ産業株式会社 本社
（東京都港区虎ノ門二丁目2番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。